主 文 原決定を取り消す。 本件を横浜家庭裁判所に差し戻す。

理由

本件抗告の趣意は、少年が提出した抗告申立書記載のとおりであるから、これを引用する。

所論は、少年は心から悪気があつて本件の非行を行なつたものではなく、ノイローゼ気味で、気持がいらだつていたために、つい行なつてしまつたのであるから、薬を飲んだことにより気持がおちつき、本当の自分にたちかえつたと思われる現在においては、少年院にいても無駄であると思われるので、少しでも早く社会に出て働けるようにしてもらいたいというものである。

(昭和三六年九月二〇日最高裁判所決定、集一五巻八号一五〇一頁参照) これを本件についてみると、

原裁判所は、昭和四六年四月二一日、少年に対する横浜家庭裁判所昭和 四六年少第一五六九号窃盗保護事件と同裁判所同年少第一九四三号窃盗保護事件と を併合して、同日審判期日を開き、審判開始決定をした右両事件について少年の弁 解を聴取したうえ、即日同事件について保護処分の決定を言い渡したこと、然るに その原決定においては、非行事実として、検察官から送致され自ら審判開始決定を した六つの非行事実のうち五つの事実(昭和四六年少第一九四三号窃盗保護事件の 送致事実)すなわち少年が昭和四六年三月二六日午前一一時頃から午前一一時三〇 分頃までの間、前後五回にわたり、横浜市内の洋装店外四箇所において、A外四名 所有の金属製ショルダーバツグー個外指輪等六点(以上時価合計約九、一〇〇円相 当)を窃取(万引)したという事実のみが記載されており、残る一つの事実(昭和 四六年少第一五六九号窃盗保護事件の送致事実)すなわち少年が昭和四六年三月二 六日午後一時五〇分頃横浜市a区b町c丁目d番地B店において、C所有のトレ 一外一点(時価約二、九〇〇円相当)を窃取(万引)したという事実について 、決定書上何等の記載もなされていないこと、そして決定書に記載のない後者の 保護事件の送致事実は、前者の保護事件の一連の窃盗と同じ機会になされた同じ態 様の犯行であり、しかも少年はその犯行により現行犯逮捕をされたものであつて、 犯罪の証明は十分であり、前者の保護事件の送致事実と区別して保護処分の対象か ら〈要旨〉除外しなければならない理由が全く認められないことが記録上明らかであ すなわち原裁判所は保護処分の</要旨>決定をするにあたり、検察官から送致さ れ自ら審判開始決定をした六つの非行事実の全部を保護処分の対象としたものと思 料されるのに、決定書においては、そのうち五つの非行事実についてのみ、罪とな るべき事実とその適用法令とを示し、残る一つの非行事実については、それらの記載を遺脱していることが認められるのである。そうすると、原裁判所は、犯罪少年に対する保護処分の決定をするにあたり、前掲法令に違反し、その保護処分の対象 とした非行事実の一つについて、これを決定書のうえに罪となるべき事実として掲 記することやその事実に適用すべき法令を示すことをしない誤りをおかしたものと いわなければならない。あるいはまた、原裁判所は自ら審判開始決定をした検察官 送致事実の一部について全くその判断を遺脱したものということもできよう。その いずれにしても、刑事裁判でいえば、絶対的な控訴の理由である審判の請求をうけ

た事件について判決をしない違法にも比すべき手続上の重大な誤りをおかしたものということができる。そして若し原裁判所が昭和四六年少第一五六九号窃盗保護事件の前記送致事実を決定書上に罪となるべき事実として掲記し、その適用法令を示しておれば、少年法四六条で規定する前記の効力が同事実にも及ぶこととなり、その事実が掲記されていない場合に比べて、一事不再理の効力が拡張されるのであるから、その意味において、原決定のおかした前記の誤りは、原決定の効力にも影響を及ぼすものということができる。

では、その理由である非行事実の5とには、その理由である非行事者である非行事者である非行事者である非行事者である非行事者では時三〇分頃和四合計ができる。の5をは、「少年は時三〇分頃和である。の5をは、「少年は時三〇分頃和でする。の5の世界をは、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「の10年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、「00年代では、10年代では、「00年代では、10年代では、「00年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代が、10年代では、10年代が、10年代では、10年代では、10年代では、10年代では、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、10年代が、1

ところで、少年法三二条にいう「決定に影響を及ぼす」とは単に主文に影響を及ぼす場合のみに限らず、その理由の重大な部分に変更を加うる必要があり、そのまいでは原決定を維持できない場合をも含むものと解すべきであつて、本件の場合、たとえ少年に対する要保護性という観点からいえば、少年を施設に収容して、その健全な育成をはかる必要があり、従つて少年を少年院に送致することとした原決定の結論そのものは正当であり、これを変える必要が認められない場合においてもの結論そのものは正当であり、これを変える必要が認められない場合においてものに解釈することを妨げるものではないと考えるのが相当であるから、結局原決定は、前記(一)、(二)の点において、決定に影響を及ぼす法令の違反をおかしたものである。よつて、所論に対する判断を加えるまでもなく、原決定は破棄を免れない。

以上の次第で、本件抗告は理由があるから、少年法三三条二項により、原決定を取り消すとともに本件を原裁判所に差し戻すこととして主文のとおり決定する。 (裁判長判事 江里口清雄 判事 上野敏 判事 中久喜俊世)